

【韓国】家畜伝染病法改正—BSE 問題への対応

海外立法情報課・白井 京

* 2008 年 8 月 26 日、第 18 代国会の開始後、長期にわたって懸案となっていた家畜伝染病法改正法が可決、成立した。同法は、この間、「ろうそくデモ」が行われるなど社会問題の発端となった BSE 問題への対応を骨子とするものである。

韓国における BSE 問題

2008 年 5 月から 6 月にかけて、ソウルでは米国からの牛肉輸入再開に反対する大々的な「ろうそくデモ」が行われていた。一般市民のみならず小中学生も参加し、その光景は日本を初め世界各国でも報道された。

2003 年の米国での牛海綿状脳症（BSE、いわゆる狂牛病）発生後、韓国では輸入を制限するなどの対応措置をとってきた。しかし米韓 FTA の批准を前に米国が韓国に牛肉輸入の拡大を求め、これに応じた韓国は、2008 年 4 月 18 日の韓米政府間の米国産牛肉輸入衛生条件交渉において「生後 30 か月未満の骨を除いた肉」に制限されていた輸入規制を 2 段階に分けて緩和し、事実上無制限に輸入することに合意した。

この輸入再開が大きな争点として浮上した発端は、同年 4 月 29 日の人気ドキュメンタリー番組『PD 手帳』の放送である。李明博政権に対し批判的なスタンスをとる TV 局 MBC により作成された同番組は、「米国産牛肉ははたして安全なのか」というタイトルで「韓国人の 94% が BSE の発病を誘発する遺伝子を持っている」「米国産牛肉を食べるのは、まさに動物実験が行われるようなもの」と報道した（注 1）。これらの情報はネット上に拡散し、「怪談」と称される数々の噂が飛び交い、まさにパニック状態となった。李明博大統領の支持率は大幅に低下し、5 月には李明博大統領が国民談話を発表し、国民の思いに配慮が至らなかったとする謝罪を行った。

最終的には 2008 年 6 月に行われた追加交渉において、米国側が農務省の品質管理プログラムを通じて生後 30 か月以上の牛肉が韓国に輸出されないように保証することで合意し、8 月から輸入が再開されるに至った。

なお、この「ろうそくデモ」については、発端は BSE 問題であったものの、その根底には格差拡大に対する貧困層の不満の爆発や、反政府派の便乗など、複合的な要因があるとみられている。

家畜伝染病法改正

この間、5 月末に開始した第 18 代国会（任期：2008～2012 年）は、7 月に「家畜伝染病予防法改正特別委員会」等の特別委員会は設置したものの、野党の反発により各常任委員会は構成されず、正常に機能していなかった。7 月に野党は常任委員会の構成の条件として与党側に「家畜伝染病予防法の改正」を提示し、与党がこれに合意して、

ようやく国会が正常化した。8月26日に可決、9月11日に公布された改正の概要は以下の通りである。

- a. あらゆる月齢の牛に由来する扁桃と回腸遠位部（小腸の先端）及び30か月齢以上の牛に由来した脳・目・脊髄・頭骨・脊柱等を特定危険物質と規定する。
- b. 牛海綿状脳症が発生した日から5年が経過しない国家産の30か月齢以上の牛肉及び牛肉製品並びに牛海綿状脳症発生国産の特定危険物質を輸入禁止品目に追加する。
- c. 輸入が禁止された30か月齢以上の牛肉及び牛肉製品の輸入禁止を解除しようとする場合、輸入危険分析を実施するようにする。
- d. 既に衛生条件が告示された輸出国において牛海綿状脳症が再発生した場合、牛肉又は牛肉製品に対する一時的輸入中断措置等をとることができるようにする。
- e. 最初に牛海綿状脳症発生国家産牛肉若しくは牛肉製品を輸入し、又は牛海綿状脳症が再発生し輸入が中断された国から輸入を再開しようとする場合、衛生条件について国会の審議を受けるようにする。
- f. この法律の施行当時、農林水産食品部長官が告示した牛肉等に関する衛生条件は従前の規定に従うようにするが、農林水産食品部告示第2008-15号附則第7項により、消費者の信頼が回復したと判断され30か月以上の牛肉又は牛肉製品を搬入しようとする場合には、国会の審議を受けるようにする。
- g. 従前の衛生条件が適用される輸出国において、牛海綿状脳症が再発生し、輸入中断措置をとったり、輸入中断された牛肉及び牛肉製品の輸入を再開する場合には、この法律を適用するようにする。

改正により、BSE発生の際には生後30か月齢以上の牛肉輸入を5年間中断し、再開には国会の審議を経ることになった。また、既に告示した衛生条件については従前の規定に従うとしたことで、米国との牛肉輸入再開交渉の結果を認めることにした。

これに対しては、輸入再開禁止期間を5年とした科学的根拠が薄弱な点や、再輸入の際の国会審議については国会ではなく専門家が検討すべきとする批判もでている。また、万が一韓国国内でBSEが発生した際には、輸入牛肉と同様に5年間流通を禁じるというのか、もし国内産に対してのみ流通を認めるのであれば通商摩擦が生じうるのではないかとの指摘もある（注2）。

2003年には約20万tと韓国での輸入牛肉の68%を占めていた米国産は、2007年時点で1万5000t弱と7%にまで落ち込んでいる。米国産牛肉は8月に販売が再開されたが、これに対する韓国国民の反応は、不買運動あり、販売急増の店舗ありと様々なのである。

注

(1) MBCのこれらの報道に対しては、2008年7月31日、ソウル地裁が放送内容を虚偽とする判断を下している。

(2) 「사설 국내서 광우병 발생해도 '5년 유통금지' 할 건가」(社説 国内でBSEが発生しても'5年流通禁止' というのか)『東亜日報』2008.8.21.